【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第３期第２四半期(自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目６番16号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第２期 第２四半期 連結累計期間	第３期 第２四半期 連結累計期間	第２期 第２四半期 連結会計期間	第３期 第２四半期 連結会計期間	第２期
会計期間		自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日	自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日	自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日	自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
売上高	（百万円）	617,105	579,921	310,820	290,681	1,291,617
経常利益	（百万円）	6,867	8,593	2,411	2,772	19,730
四半期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	4,159	413	301	1,208	△63,521
純資産額	（百万円）	―	―	491,103	414,703	425,120
総資産額	（百万円）	―	―	1,351,283	1,237,875	1,238,006
１株当たり純資産額	（円）	―	―	1,228.03	1,022.74	1,049.09
１株当たり四半期純利益金額又は当期純損失金額（△）	（円）	10.73	1.05	0.78	3.06	△162.51
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	10.72	1.05	0.78	3.06	―
自己資本比率	（%）	―	―	35.2	32.6	33.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	10,416	16,312	―	―	△3,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△18,111	△26,947	―	―	47,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	7,566	5,341	―	―	△41,688
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（百万円）	―	―	35,359	31,690	37,366
従業員数	（名）	―	―	17,299	14,539	14,719

（注）１ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 第２期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第２四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第２四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年９月30日現在

従業員数(名)	14,539 （14,602）

（注）１ 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第２四半期連結会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年９月30日現在

従業員数(名)	268 （119）

（注）１ 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
２ 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第２四半期会計期間の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第２四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	271,624	－
クレジット・金融・友の会業	2,384	－
小売・専門店業	9,840	－
不動産業	3,364	－
その他	3,467	－
合計	290,681	－

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２ 【事業等のリスク】

当第２四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

３ 【経営上の重要な契約等】

Ⅰ．株式会社エムアイ友の会と岩田屋友の会株式会社の会社統合について

当社は、平成22年６月28日開催の取締役会において、グループ内組織再編の一環として、株式会社岩田屋における岩田屋友の会株式会社（以下、岩田屋友の会）に係る経営管理及び営業支援業務を、吸収分割により株式会社エムアイカードに承継させる吸収分割契約、並びに株式会社エムアイ友の会（以下、エムアイ友の会）と岩田屋友の会との間において、エムアイ友の会を存続会社とし岩田屋友の会を消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行うことを決議しました。

また、エムアイ友の会と岩田屋友の会は、平成22年６月29日開催の取締役会において、平成22年10月１日を効力発生日として本吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

Ⅱ．株式会社岩田屋と株式会社福岡三越の会社統合について

当社は、平成22年８月23日開催の取締役会において、グループ内組織再編の一環として、株式会社岩田屋（以下、岩田屋）と株式会社福岡三越（以下、福岡三越）との間において、岩田屋を存続会社とし福岡三越を消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行うことを決議しました。

また、岩田屋と福岡三越は、平成22年８月25日開催の取締役会において、平成22年10月１日を効力発生日として本吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

詳細は、「第５ 経理の状況 １ 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第２四半期連結会計期間(平成22年７月１日～平成22年９月30日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、欧州の金融・財政危機等による急激な円高により、生産・輸出の回復も限定的なものとなりました。また、デフレの継続、雇用や個人消費の状況は停滞も見られ、回復実感には時間を要するものと思われます。

百貨店業界におきましては、売上高が平成20年３月より31ヶ月連続で前年割れとなりました。下げ幅は縮小傾向にあるものの、同業・他業態との競争激化に加え、消費者の低価格・節約志向が定着する中で、百貨店各社は収益性を高めるため、営業終了や業態転換を始めとする構造改革や、ビジネスモデルの改革を引き続き進めています。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、三越伊勢丹グループ３ヶ年計画のローリングを行いました。３つの戦略骨子(Ⅰ顧客接点の再強化とお取組先との関係の見直し、Ⅱグループ基盤整備と構造改革の推進、Ⅲ成長事業の育成)を進化、深堀りし、売上高の伸張が厳しい中でも確実に利益を確保する仕組み作りを前倒しして推進しております。

以上の取組みにより、当第２四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は290,681百万円（前年同四半期比6.5%減）、営業損失は717百万円（前年同四半期比217百万円の減少）、経常利益は2,772百万円（前年同四半期比15.0%増）、四半期純利益は1,208百万円（前年同四半期比300.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、三越日本橋本店および伊勢丹新宿本店において回復の兆しが見え始めました。また、三越銀座店は平成22年９月11日に増床オープンし、連日多くのお客さまにご来店いただいています。しかし、地方店舗は未だ景気回復の見込が立っておらず、売上高も低迷しており、全社において大幅なコスト削減を進めております。なお、福岡においては、平成22年10月１日に株式会社岩田屋三越（以下岩田屋三越）を設立し、岩田屋本店、福岡三越、岩田屋久留米店を運営しております。さらに平成23年４月には株式会社札幌丸井三越（仮）を設立予定です。

海外については、成長が期待できる中国・東南アジア地域において百貨店事業を拡大することで、グループ全体に貢献する収益基盤の構築を目指しております。

この結果、売上高は271,696百万円となり、営業損失は372百万円となりました。

なお、本年度内にはシンガポールに６店舗目となるセラングーン店を、平成24年には中国に５店舗目となる天津２号店をそれぞれ出店の予定です。

② クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業は、平成22年４月発行の新三越カード利用開始に伴う手数料収入の増加により増収となりましたが、カード発行にかかる一時費用が発生したことにより減益となりました。なお、平成22年10月１日からは、岩田屋三越、株式会社札幌丸井今井（以下札幌丸井今井）、株式会社函館丸井今井の各店もグループカード利用を開始し、グループ店舗全体で共通のサービスを提供できる体制を整えました。

また、株式会社三越友の会と株式会社イセタンクローバーサークルは、平成22年４月１日に株式会社エムアイカードの子会社となった後、統合して株式会社エムアイ友の会となり三越と伊勢丹の相互利用を開始しております。さらに、札幌丸井今井において友の会事業を開始するとともに、平成22年10月１日付で、岩田屋友の会株式会社を吸収合併することで、グループ全体の友の会運営をほぼ一元化いたしました。

この結果、売上高は5,374百万円となり、営業損失は1,077百万円となりました。

③ 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業の株式会社クイーンズ伊勢丹が、三越恵比寿店の食品フロアの一部運営をするなど、グループ内の相乗効果の創出にむけた取組みを開始しておりますが、個人消費の低迷の影響を受け、減収となりました。

この結果、売上高は12,297百万円となり、営業損失は84百万円となりました。

④ 不動産業

不動産業におきましては、平成22年４月に、ビル管理業の株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式を、株式会社伊勢丹から当社に移管し、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントに名称変更し、営業支援業務の構築に取り組みました。

この結果、売上高は13,429百万円、営業利益は884百万円となりました。

⑤ その他

その他におきましては、物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、総合人材サービス業の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ等の営業支援機能を担うグループ会社が、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。

この結果、売上高は21,904百万円となり、営業利益は408百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第２四半期連結会計期間末の総資産は1,237,875百万円となり、前連結会計年度末に比べて130百万円減少しました。これは主に、季節要因による売掛金などの減少によるものです。

負債合計では823,172百万円となり、前連結会計年度末に比べて10,287百万円増加しました。これは主に、有利子負債の増加などによるものです。

また、純資産は414,703百万円と前連結会計年度末に比べて10,417百万円減少しました。これは主に、配当金の支払いなどにより利益剰余金が4,007百万円減少したほか、その他有価証券評価差額金が4,420百万円減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前第２四半期連結会計期間末に比べて3,668百万円減少し、31,690百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第２四半期連結会計期間と比べて収入が11,214百万円減少し、17,419百万円の収入となりました。これは主に、棚卸資産が増加したことなどにより収入が減少したことによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第２四半期連結会計期間と比べて支出が797百万円増加し、14,953百万円の支出となりました。これは主に、三越銀座店の増床オープンなどに伴い有形固定資産の取得による支出が12,282百万円あったことなどによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前第２四半期連結会計期間と比べて支出が181百万円減少し、10,446百万円の支出となりました。これは主に、借入金の返済による支出があった一方、社債の発行による調達があったことなどによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は次のとおりです。

百貨店事業を取巻く基本的な環境トレンドは厳しい状況が常態化しており、今後もこの状況が続く、もしくは悪化する可能性もあると認識しています。当社グループは、毎年の環境与件を踏まえながら３年後のあるべき姿を設定するため、三越伊勢丹グループ３ヶ年計画のローリングを行っておりますが、新３ヶ年計画(平成23年度－25年度)については、これまで整備してきたグループ資源を最大限活用し、以下各骨子を深堀り、強化していく計画と位置づけ、改定いたしました。

（戦略骨子Ⅰ）顧客接点の再強化とお取組先との関係の見直し（百貨店ビジネスモデル改革）

百貨店の最大の役割である、「お客さまのご要望に応じて商品・サービスを適時適品で提案し、新たな需要を創造すること」の実現は、旧来のやり方では難しくなっています。この状況を打破するため、サプライチェーン全体の流れを見直し、①顧客接点における本来の役割を徹底して果たすことで、変化するお客さまの価値観・ご要望を迅速かつ的確に把握し、適時適品を実現すること、②お買場主導権の確保を手始めに、お取組先との関係を見直し、部分的には川上まで遡って取引構造を改革することで、徹底して無駄をなくし、商品価値の向上や機会ロスの削減、新しい商品やサービスの創造を行うこと、③①、②を支える仕組みを構築すること の３点に取り組んでまいります。

（戦略骨子Ⅱ）グループ基盤整備と構造改革の推進

喫緊の課題として、急速に低下している企業体力を建て直すため、「首都圏事業会社統合」「地域事業会社化、併存エリア一体運営」「関連会社・周辺事業の見直し」などを確実かつ迅速に進めており、当初目指していた以上の統合効果を創出し、早期の収益回復を図ってまいります。

（戦略骨子Ⅲ）成長事業の育成

従来型の百貨店市場が縮小する中で、グループとして、安定した収益を生み出し、存続していくためには、国内百貨店事業だけではなく、高収益で成長可能性のある事業を育成していくことが必要となります。

現時点で一定のノウハウ蓄積があり、かつ、早期に成果を刈り取ることができる可能性が高い、①アジア百貨店事業 ②カード事業 ③ソリューションビジネス に焦点を絞り、重点的に要員を投入しながら強化を進めてまいります。

会社の対処すべき課題

当社グループでは、百貨店として生き残るために、上記の戦略骨子に基づき三越銀座店増床、カード・システムへの戦略投資を行うと同時に、大幅なコスト削減により、経営資源の再配分を進めております。今後も急激な環境変化に対応し、百貨店業界が縮小していく中で、『お客さまのご要望に応じられていない』という根本課題とまっすぐに向き合い、統合効果を創出しながら更に迅速に各戦略を強力に推進し、百貨店としての価値の向上を目指してまいります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第２四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第２四半期連結会計期間において、第１四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の除却等について、重要な変更はありません。また、当第２四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、計画中であった重要な設備の新設については次のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完了	
㈱三越	東京都中央区	百貨店業	銀座店増床	42,000	34,833	自己資金・借入金等	平成20年	平成22年	売場面積約1.6倍

（注）三越銀座店は平成22年9月に増床オープンしておりますが、一部の工事が継続中であり、完了は平成22年度中を予定しております。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数(株)(平成22年９月30日)	提出日現在発行数(株)(平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	394,613,834	394,613,834	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	394,613,834	394,613,834	―	―

（注）提出日現在の発行数には、平成22年11月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第１回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	2,657 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,162 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,162 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第３回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	2,439 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	243,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,378 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,378 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第４回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	4,078 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	407,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,560 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,560 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※２ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)
また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第５回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	4,637 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	463,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,829 ※４
新株予約権の行使期間	平成20年８月９日から平成25年８月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　2,330 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規程又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第６回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	6,200 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,952 ※４
新株予約権の行使期間	平成21年８月８日から平成26年８月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　2,391 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規程又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※３ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※４ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第８回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	213 ※５
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	213,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,359 ※６
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,359 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。 この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※５ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※６　当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第９回新株予約権(株式会社三越発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	58 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,720
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成26年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,174 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	64 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,760
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成27年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,170 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	47 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年５月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年６月１日から平成28年５月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面 (c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※７　新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	12 ※８
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,080
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年５月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年６月１日から平成28年５月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。 (b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。 (5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点 (b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点 (c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点 イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める１年間を経過する日が経過した時点 (d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点 イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点 (e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点 (f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※８ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権(提出会社発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	975 ※９
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成23年４月１日から平成38年２月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　883 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記（4）の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記（4）の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合 ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	ホ）その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ）当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとるする。 b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a）記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※９ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権(提出会社発行)

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の数(個)	2,426 ※10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	242,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成23年４月１日から平成38年２月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　883 資本組入額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額として、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記（4）の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記（4）の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ）会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合 ロ）当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ）当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ）新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

	第２四半期会計期間末現在 (平成22年９月30日)
新株予約権の行使の条件	ホ）その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ）当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。 この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとるする。 b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a）記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※10 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年７月１日～平成22年９月30日（注）	1	394,613	0	50,037	0	18,385

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） ※１	東京都港区浜松町二丁目11番３号	16,923	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） ※２	東京都中央区晴海一丁目８番11号	16,463	4.17
財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿一丁目24番１号	13,667	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	東京都新宿区新宿五丁目16番10号	7,316	1.85
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目２番３号	6,200	1.57
明治安田生命保険相互会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目８番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	5,697	1.44
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	5,342	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番２号	5,299	1.34
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関三丁目７番３号	5,189	1.31
興隆株式会社	東京都新宿区五丁目17番18号 Ｈ＆Ｉビル	4,796	1.21
計	―	86,897	22.02

（注）※１ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式16,923千株は信託業務に係る株式であります。

※２ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式16,463千株は信託業務に係る株式であります。

３ 千株未満は切り捨てて表示しております。

４ マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから平成22年９月17日付けで提出された大量保有報告書により、平成22年９月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第２四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー	英国WC2H ９EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン ５、オリオン・ハウス	19,776	5.01

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 64,700 （相互保有株式） 普通株式 68,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 391,494,600	3,914,946	―
単元未満株式	普通株式 2,986,534	―	―
発行済株式総数	394,613,834	―	―
総株主の議決権	―	3,914,946	―

(注)「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株（議決権84個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都中央区銀座四丁目６番16号	64,700	―	64,700	0.02
（相互保有株式） 新光三越百貨股? 有限公司	台湾台北市信義区松高路19号８階	―	68,000	68,000	0.02
計	―	64,700	68,000	132,700	0.03

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Capital Markets Hong Kong Limited.住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kong であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高(円)	1,117	1,075	971	888	930	970
最低(円)	1,006	901	865	809	812	855

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第５ 【経理の状況】

１ 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第２四半期連結会計期間（平成21年７月１日から平成21年９月30日まで）及び前第２四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第２四半期連結会計期間（平成22年７月１日から平成22年９月30日まで）及び当第２四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第２四半期連結会計期間（平成21年７月１日から平成21年９月30日まで）及び前第２四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第２四半期連結会計期間（平成22年７月１日から平成22年９月30日まで）及び当第２四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第２四半期連結会計期間末 (平成22年９月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,011	37,682
受取手形及び売掛金	90,704	97,314
有価証券	894	567
商品及び製品	57,840	56,412
仕掛品	156	80
原材料及び貯蔵品	1,146	1,161
その他	46,420	34,975
貸倒引当金	△3,228	△2,941
流動資産合計	225,946	225,252
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	199,233	172,609
土地	538,393	537,609
その他（純額）	22,931	33,692
有形固定資産合計	760,558 ※1, ※3	743,910 ※1
無形固定資産		
のれん	1,541	1,762
その他	47,643	46,342
無形固定資産合計	49,184	48,104
投資その他の資産		
投資有価証券	89,019	94,798
その他	115,079 ※3	127,995
貸倒引当金	△2,022	△2,055
投資その他の資産合計	202,076	220,738
固定資産合計	1,011,819	1,012,753
繰延資産		
社債発行費	109	―
繰延資産合計	109	―
資産合計	1,237,875	1,238,006

(単位：百万円)

	当第２四半期連結会計期間末 (平成22年９月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	102,572	94,940
短期借入金	42,263	85,683
未払法人税等	4,077	5,529
商品券回収損引当金	18,713	20,710
引当金	9,868	11,767
その他	236,737	220,395
流動負債合計	414,231	439,026
固定負債		
社債	24,000	―
長期借入金	91,000	71,600
繰延税金負債	193,757	194,106
退職給付引当金	45,924	46,672
引当金	38	61
負ののれん	33,085	39,703
その他	21,134	21,714
固定負債合計	408,941	373,858
負債合計	823,172	812,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,037	50,024
資本剰余金	324,997	324,984
利益剰余金	45,465	49,473
自己株式	△86	△81
株主資本合計	420,414	424,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4,294	125
繰延ヘッジ損益	13	16
為替換算調整勘定	△12,642	△10,680
評価・換算差額等合計	△16,923	△10,538
新株予約権	876	941
少数株主持分	10,335	10,317
純資産合計	414,703	425,120
負債純資産合計	1,237,875	1,238,006

(2)【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)
売上高	617,105	579,921
売上原価	442,606	415,872
売上総利益	174,498	164,049
販売費及び一般管理費	174,923 ※1	163,131 ※1
営業利益又は営業損失（△）	△425	917
営業外収益		
受取利息	419	392
受取配当金	512	454
負ののれん償却額	6,658	6,617
持分法による投資利益	1,417	1,727
その他	2,505	2,024
営業外収益合計	11,513	11,216
営業外費用		
支払利息	1,158	903
固定資産除却損	510	533
その他	2,550	2,103
営業外費用合計	4,220	3,540
経常利益	6,867	8,593
特別利益		
固定資産売却益	20	―
投資有価証券売却益	737	489
関係会社清算益	―	37
特別利益合計	758	526
特別損失		
固定資産売却損	―	69
固定資産処分損	551	―
投資有価証券売却損	―	7
投資有価証券評価損	1,359	278
関係会社整理損	―	290
構造改革損失	1,812 ※2	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	5,522
その他	970	―
特別損失合計	4,693	6,168
税金等調整前四半期純利益	2,932	2,951
法人税等	△1,501	2,144
少数株主損益調整前四半期純利益	―	807
少数株主利益	273	394
四半期純利益	4,159	413

【第２四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結会計期間 (自　平成21年７月１日 至　平成21年９月30日)	当第２四半期連結会計期間 (自　平成22年７月１日 至　平成22年９月30日)
売上高	310,820	290,681
売上原価	222,393	208,256
売上総利益	88,427	82,425
販売費及び一般管理費	※1 88,927	※1 83,143
営業損失（△）	△500	△717
営業外収益		
受取利息	227	213
受取配当金	119	116
負ののれん償却額	3,349	3,308
持分法による投資利益	693	813
その他	1,294	1,126
営業外収益合計	5,684	5,579
営業外費用		
支払利息	549	448
固定資産除却損	279	479
開業費償却	704	―
その他	1,238	1,159
営業外費用合計	2,772	2,088
経常利益	2,411	2,772
特別利益		
固定資産売却益	20	―
投資有価証券売却益	737	38
関係会社清算益	―	37
特別利益合計	758	76
特別損失		
固定資産売却損	―	69
固定資産処分損	551	―
投資有価証券売却損	―	0
投資有価証券評価損	294	254
関係会社整理損	―	290
構造改革損失	※2 1,470	―
その他	970	―
特別損失合計	3,286	614
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△116	2,234
法人税等	△542	918
少数株主損益調整前四半期純利益	―	1,316
少数株主利益	124	107
四半期純利益	301	1,208

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,932	2,951
減価償却費	11,227	11,222
負ののれん償却額	△6,658	△6,617
賞与引当金の増減額（△は減少）	―	△2,320
貸倒引当金の増減額（△は減少）	40	252
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△886	△504
受取利息及び受取配当金	△932	△847
支払利息	1,158	903
持分法による投資損益（△は益）	△1,417	△1,727
固定資産処分損益（△は益）	489	603
投資有価証券売却損益（△は益）	△737	△482
投資有価証券評価損益（△は益）	1,359	278
構造改革損失	1,812	―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	―	5,522
売上債権の増減額（△は増加）	9,800	1,770
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,270	△1,563
仕入債務の増減額（△は減少）	△9,100	7,822
未払費用の増減額（△は減少）	391	650
その他	△2,505	1,281
小計	10,245	19,197
利息及び配当金の受取額	3,426	2,327
利息の支払額	△1,172	△803
法人税等の支払額	△2,082	△4,408
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,416	16,312
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△235	△135
有形固定資産の取得による支出	△10,427	△20,204
有形固定資産の売却による収入	140	405
無形固定資産の取得による支出	△1,076	△2,405
投資有価証券の取得による支出	△216	△3,984
投資有価証券の売却による収入	1,030	1,142
事業譲受による支出	△13,125 ※2	―
敷金及び保証金の回収による収入	2,056	2,734
その他	3,742	△4,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,111	△26,947

(単位：百万円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	60,678	△17,018
長期借入れによる収入	―	23,000
長期借入金の返済による支出	△57,360	△30,000
社債の発行による収入	―	23,887
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	10,000	10,000
配当金の支払額	△5,365	△3,909
その他	△386	△618
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,566	5,341
現金及び現金同等物に係る換算差額	737	△382
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	609	△5,675
現金及び現金同等物の期首残高	34,749	37,366
現金及び現金同等物の四半期末残高	35,359 ※1	31,690 ※1

【継続企業の前提に関する事項】

当第２四半期連結会計期間（自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 平成22年４月１日付で、株式会社三越は札幌、仙台、名古屋、広島、高松、松山、福岡、新潟の各地域に百貨店運営事業を分割したことに伴い株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越を連結の範囲に含め、また、新潟については株式会社新潟伊勢丹に分割し名称を株式会社新潟三越伊勢丹に変更しております。また、株式会社三越保険サービスは株式会社エムアイカードを存続会社として合併しております。さらに、株式会社三越友の会を存続会社として株式会社イセタンクローバーサークルと合併し、名称を株式会社エムアイ友の会に変更しております。また、株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービスは、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントに名称変更しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 45社
2 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 平成22年１月１日付で、セントレスタ株式会社を存続会社として、アールアンドアイダイニング株式会社と合併しております。また、株式会社エージーカードは、平成22年４月１日付で株式会社岩田屋が保有株式の全部を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 10社
3 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日）を適用しております。これにより、当第２四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が117百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が5,639百万円減少しております。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第１四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年３月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年３月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる当第２四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 (3) 企業結合に関する会計基準等の適用 第１四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日 内閣府令第５号）の適用に伴い、当第２四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。 （四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係） 前第２四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「賞与引当金の増減額（△は減少）」は重要性が増したため、当第２四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第２四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「賞与引当金の増減額（△は減少）」は△668百万円であります。

当第２四半期連結会計期間 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)
（四半期連結損益計算書関係） 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年３月24日 内閣府令第５号）の適用に伴い、当第２四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
１ 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
１ 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第２四半期連結会計期間 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)
（重要な繰延資産の処理方法） 社債発行費 当第２四半期連結会計期間において新規に社債を発行したことで社債発行費が計上されたことに伴い、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年８月11日実務対応報告第19号）に基づき、当第２四半期連結会計期間より社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第２四半期連結会計期間末 (平成22年９月30日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 320,132百万円 ２ 偶発債務 （１）従業員住宅ローン保証 1,203百万円 （２）関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 14百万円 債務保証等合計 1,218百万円 ※３ 従来、投資その他の資産の「その他」として表示しておりました不動産の保有目的を変更したため、第１四半期連結会計期間より、有形固定資産の「建物及び構築物」へ3,820百万円、「土地」へ1,381百万円及び「その他」へ46百万円、無形固定資産の「その他」へ2,430百万円を振替えております。	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 318,066百万円 ２ 偶発債務 （１）従業員住宅ローン保証 1,365百万円 （２）関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 138百万円 債務保証等合計 1,504百万円 ―――――――――――――

(四半期連結損益計算書関係)

第２四半期連結累計期間

前第２四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 48,028百万円 引当金繰入額 1,978百万円 ※２ 構造改革損失は、百貨店業の店舗の営業終了に関連する損失等を計上しております。	※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 42,920百万円 引当金繰入額 2,402百万円 ―――――――――――――

第２四半期連結会計期間

前第２四半期連結会計期間 (自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日)	当第２四半期連結会計期間 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)
※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 24,305百万円 引当金繰入額 1,073百万円 ※２ 構造改革損失は、百貨店業の店舗の営業終了に関連する損失等を計上しております。	※１ 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 21,692百万円 引当金繰入額 1,045百万円 ―――――――――――――

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第２四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)
※１現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年９月30日現在) 現金及び預金 41,080百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5,799百万円 有価証券 78百万円 現金及び現金同等物 35,359百万円	※１現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年９月30日現在) 現金及び預金 32,011百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △406百万円 有価証券 85百万円 現金及び現金同等物 31,690百万円
※２ 事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 事業の譲受により新たに株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社の取得のための支出との関係は、次の通りであります。 流動資産 2,326百万円 固定資産 13,276百万円 流動負債 2,055百万円 固定負債 99百万円 負ののれん 40百万円 取得価格 13,406百万円 新規連結子会社の現金及び現金同等物 280百万円 事業譲受による支出 13,125百万円	――――――――――――――

(株主資本等関係)

当第２四半期連結会計期間末（平成22年９月30日）及び当第２四半期連結累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第２四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	394,613,834

２ 自己株式に関する事項

株式の種類	当第２四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	94,305

３ 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第２四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	―	―	876
合計		―	876

４ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年６月28日 定時株主総会	普通株式	3,945	10.00	平成22年３月31日	平成22年６月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

５ 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第２四半期連結会計期間（自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日）

	百貨店業（百万円）	クレジット・金融業（百万円）	小売・専門店業（百万円）	友の会事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	287,519	2,207	12,500	63	8,529	310,820	―	310,820
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	61	1,203	2,294	1,042	23,696	28,298	(28,298)	―
計	287,581	3,410	14,795	1,105	32,226	339,119	(28,298)	310,820
営業利益又は営業損失（△）	587	△257	△149	△573	256	△136	(363)	△500

(注) １ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

２ 各事業区分の主要な内容

(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売

(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理

(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売

(4) 友の会事業……友の会運営

(5) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

３ (1)百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、第１四半期連結会計期間より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。

(2)友の会事業は、前第３四半期連結会計期間まで「その他事業」に含めておりましたが、当該事業の営業損失割合が営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の10%を超えたため、前連結会計年度より「友の会事業」として区分表示することに変更しました。

前第２四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）

	百貨店業（百万円）	クレジット・金融業（百万円）	小売・専門店業（百万円）	友の会事業（百万円）	その他事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	570,840	4,541	25,005	133	16,584	617,105	―	617,105
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	200	2,441	4,623	2,117	45,531	54,914	(54,914)	―
計	571,041	6,982	29,628	2,250	62,116	672,020	(54,914)	617,105
営業利益又は営業損失（△）	558	△71	△260	△1,216	225	△765	339	△425

（注）１ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
２ 各事業区分の主要な内容
(1) 百貨店業……衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
(2) クレジット・金融業……クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
(3) 小売・専門店業……婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
(4) 友の会事業……友の会運営
(5) その他事業……不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等
３ (1)百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、第１四半期連結会計期間より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。
この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業損失は1,144百万円減少しております。
(2)友の会事業は、前第３四半期連結会計期間まで「その他事業」に含めておりましたが、当該事業の営業損失割合が営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の10%を超えたため、前連結会計年度より「友の会事業」として区分表示することに変更しました。なお、前第２四半期連結累計期間の「その他事業」に含まれる「友の会事業」の売上高は2,367百万円(内、外部顧客に対する売上高は185百万円)、営業損失は1,358百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

前第２四半期連結会計期間（自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日）並びに前第２四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第２四半期連結会計期間（自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日）並びに前第２四半期連結累計期間（自 平成21年４月１日 至 平成21年９月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

（追加情報）

第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

１　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「小売・専門店業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「小売・専門店業」は、婦人服・食料品・衣料雑貨・家庭用品等の販売を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・建物内装・ビルメンテナンス等を行っております。

２　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第２四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計	調整額（注）２	四半期連結損益計算書計上額（注）３
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	540,021	4,864	21,244	6,205	572,335	7,585	579,921	－	579,921
セグメント間の内部売上高又は振替高	175	5,826	4,744	12,133	22,879	33,012	55,892	△55,892	－
計	540,197	10,690	25,988	18,339	595,215	40,598	635,813	△55,892	579,921
セグメント利益又は損失（△）	2,388	△2,204	△250	1,098	1,031	909	1,941	△1,024	917

（注）１　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

２　セグメント利益又は損失の調整額△1,024百万円は、セグメント間取引消去であります。

３　セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第２四半期連結会計期間（自　平成22年７月１日　至　平成22年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他(注)１	合計	調整額(注)２	四半期連結損益計算書計上額(注)３
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	271,624	2,384	9,840	3,364	287,214	3,467	290,681	－	290,681
セグメント間の内部売上高又は振替高	71	2,990	2,456	10,064	15,582	18,436	34,019	△34,019	－
計	271,696	5,374	12,297	13,429	302,797	21,904	324,701	△34,019	290,681
セグメント利益又は損失（△）	△372	△1,077	△84	884	△650	408	△242	△475	△717

（注）１　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

２　セグメント利益又は損失の調整額△475百万円は、セグメント間取引消去であります。

３　セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

３　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第２四半期連結会計期間（自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日）

当第２四半期連結会計中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益　　７百万円

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

当第２四半期連結会計期間末 (平成22年９月30日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
１株当たり純資産額　1,022.74円	１株当たり純資産額　1,049.09円

２　１株当たり四半期純利益金額等

第２四半期連結累計期間

前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日)		当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)	
１株当たり四半期純利益金額	10.73円	１株当たり四半期純利益金額	1.05円
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	10.72円	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	1.05円

(注) １株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年９月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益（百万円）	4,159	413
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	4,159	413
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円）	―	―
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式の期中平均株式数（千株）	387,785	394,510
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳（百万円）	―	―
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	86	63
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

第２四半期連結会計期間

前第２四半期連結会計期間 (自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日)		当第２四半期連結会計期間 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)	
１株当たり四半期純利益金額	0.78円	１株当たり四半期純利益金額	3.06円
潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	0.78円	潜在株式調整後 １株当たり四半期純利益金額	3.06円

(注) １株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第２四半期連結会計期間 (自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日)	当第２四半期連結会計期間 (自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益（百万円）	301	1,208
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	301	1,208
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳（百万円）	―	―
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式の期中平均株式数（千株）	387,785	394,520
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳（百万円）	―	―
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	91	63
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

(重要な後発事象)

当第２四半期連結会計期間（自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日）

Ⅰ．グループ内の組織再編について

当社は、グループ内組織再編の一環として、平成22年６月28日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社岩田屋（以下、岩田屋）における岩田屋友の会株式会社（以下、岩田屋友の会）に係る経営管理及び営業支援業務を岩田屋から株式会社エムアイカード（以下、エムアイカード）に承継させる吸収分割、並びに株式会社エムアイ友の会（以下、エムアイ友の会）と岩田屋友の会との間において、エムアイ友の会を存続会社とし、岩田屋友の会を消滅会社とする吸収合併を平成22年10月１日に実施しました。
また、平成22年８月23日開催の取締役会の決議に基づき、岩田屋と株式会社福岡三越（以下、福岡三越）との間において、岩田屋を存続会社とし、福岡三越を消滅会社とする吸収合併を平成22年10月１日に実施しました。

１．岩田屋友の会に係る吸収分割及びエムアイ友の会と岩田屋友の会の吸収合併

(1) 組織再編の目的

優良な顧客基盤を持つ岩田屋友の会をエムアイカードの直接子会社とし、同時に、エムアイ友の会と合併し、カード事業、友の会事業の共通利用体制を整備することにより、今まで以上に地域のお客様の利便性の向上を図ってまいります。

(2) 会社分割の要旨

①吸収分割の効力発生日
平成22年10月１日

②分割方式
岩田屋を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割です。

③吸収分割に係る割当ての内容
分割会社である岩田屋に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
岩田屋は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤吸収分割により増加する資本金等
該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務
エムアイカードは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において岩田屋が岩田屋友の会に係る経営管理及び営業支援業務に関して有する岩田屋友の会の株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み
吸収分割の効力発生日後におけるエムアイカード及び岩田屋の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容
岩田屋友の会に係る経営管理及び営業支援業務

(3) 合併の要旨

ａ．吸収合併の効力発生日
平成22年10月１日

ｂ．合併方式
エムアイ友の会を存続会社とする吸収合併方式で、岩田屋友の会は解散いたします。

ｃ．吸収合併に係る割当ての内容
岩田屋及びエムアイカードの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

ｄ．消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
岩田屋友の会は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

２．岩田屋と福岡三越の吸収合併

(1) 組織再編の目的

当社グループにおいて、重点エリアである福岡は、近年大型商業施設が開業される予定もあり、新たな競争ステージを迎えます。そのため、経営のスピードと精度の向上、地域への密着強化などをより深化させるために岩田屋と福岡三越を合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

ａ．吸収合併の効力発生日

平成22年10月１日

ｂ．合併方式

岩田屋を存続会社とする吸収合併方式で、福岡三越は解散いたします。

ｃ．吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

ｄ．消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

福岡三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

Ⅱ．海外子会社の設立について

当社は、平成22年11月９日開催の取締役会において、当社グループの100%出資により新会社を設立し、中華人民共和国の天津市に２店舗目となる百貨店を出店することを決定いたしました。

子会社の概要

①名称

天津泰達伊勢丹百貨有限公司（仮称）

②事業内容

百貨店業

③設立の時期

2011年４月（予定）

④資本金及び持株比率

8,000万人民元（予定） 100%

⑤その他

開店は2012年３月末を予定しております。

(リース取引関係)

所有移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　長　坂　　隆　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　口　弘　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　永　澤　宏　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　阪　中　　修　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年４月１日から平成22年３月３１日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成21年７月１日から平成21年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成21年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

１．「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載」に記載されているとおり、会社は、第１四半期連結会計期間より、百貨店セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。

２．「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、会社分割及び株式交換を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　長　坂　　隆　　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　口　弘　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　諏 訪 部　　修　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成22年７月１日から平成22年９月30日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成22年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。